

令和3年3月22日

保護者の皆様へ

登園自粛のお願いの終了について

渋谷区子ども家庭部
保育課長 前崎 敏彦

保護者の皆様におかれましては、保育園等における新型コロナウイルス感染症の感染予防の対応について、ご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

保育園等の感染リスクを最小限にするために、3月末までは登園を自粛するようお願いをしておりますが、現下の状況を踏まえまして、先にお知らせしていたとおり、登園自粛のお願いは、令和3年3月末で終了いたします。

関連するお知らせは下記のとおりです。

記

1 保育料の減額について

令和3年4月以降の保育料につきましては、自主的な休園に対する保育料の日割り減額は行いません。ただし、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い保育園等が臨時休園となった場合、または、児童が感染または濃厚接触者となり、登園の自粛をお願いする場合は、日割り減額を行います。

2 復職について

育児休業からの復職・復学期限の延長については、令和3年4月30日までとさせていただきます。

3 その他

「保育所等の臨時休園等への対応に係るベビーシッター利用料金助成および保育所等の臨時休園等への対応に係るベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）」の助成対象期間については、令和3年3月末までとさせていただきます。

お問い合わせ

区立保育園	施設運営係	03-3463-2573
私立保育園・認定こども園・区立保育室	保育管理係	03-3463-2483
復職について	入園相談係	03-3463-2492